

# 広陵町土地開発公社建設工事請負業者選定要領

令和3年2月17日制定

(総則)

第1条 広陵町土地開発公社において執行する建設工事の指名競争入札に参加する請負業者（以下「指名業者」という。）の選定については、この要領の定めるところによる。

(指名審査会)

第2条 指名業者の選定を厳正かつ公平に行うため、広陵町土地開発公社工事請負業者指名選定審査会（以下「指名審査会」という。）を設置する。

2 指名審査会は、広陵町建設工事請負業者指名選定審査会（以下「広陵町指名審査会」という。）委員に委嘱し、組織する。

(会長及び副会長)

第3条 指名審査会に、会長、副会長1人を置き、会長は広陵町指名審査会会長を、副会長は広陵町指名審査会副会長の職にある者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、指名審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第4条 指名審査会の庶務は、庶務係において処理し、一部を広陵町総務課へ委任する。

(広陵町建設工事請負業者選定要領の準用)

第5条 この要領に定めるもののほか、指名業者の選定については広陵町建設工事請負業者選定要領（平成11年4月広陵町告示第号）第4条から第6条まで及び第8条から第16条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「広陵町」とあるのは「広陵町土地開発公社」と読み替える。

附 則

この要領は、令和3年2月17日から施行する。

